

【平成31年度利用者負担額表(月額)】

《丸森町》

H31.4.1～

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり(小学校3年生以下)

国階層区分	階層区分		利用者負担金
			1号認定 教育標準時間
①	A	①生活保護世帯	0円
②	B	②町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)	3,000円
		母子世帯等	0円
③	C	③町民税所得割課税額 77,100円以下	10,100円
		母子世帯等	3,000円
④	D1	④町民税所得割課税額 211,200円以下	17,000円
⑤	D2	⑤町民税所得割課税額 211,201円以上	17,000円

※B階層において、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目以降は0円とする。

※C階層において、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。

※C階層において、母子世帯等の場合、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目以降は0円とする。

※D階層において、幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※「母子世帯等」とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯。(父母以外の扶養義務者(祖父母等)と同居している場合は、適用されない場合あり。)

■大張児童館 月額 11,400円(一律料金)

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり(小学校就学前)

国階層区分	階層区分		利用者負担金						
			2号認定(3歳児)		2号認定(4歳以上児)		3号認定		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
①	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②	B	町民税非課税世帯	6,000円	4,000円	6,000円	4,000円	9,000円	7,000円	
		母子世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
③	C1	町民税均等割課税世帯 (町民税所得割非課税世帯)	15,000円	13,000円	15,000円	13,000円	18,000円	16,000円	
		母子世帯等	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	8,500円	6,500円	
③	C2	町民税所得割課税額 48,600円未満	16,000円	14,000円	16,000円	14,000円	19,000円	17,000円	
		母子世帯等	6,000円	5,500円	6,000円	5,500円	9,000円	7,000円	
④	D1-1	町民税所得割課税額 57,700円未満	21,000円	19,000円	21,000円	19,000円	24,000円	22,000円	
		母子世帯等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	
④	D1-2	町民税所得割課税額 61,000円未満	21,000円	19,000円	21,000円	19,000円	24,000円	22,000円	
		母子世帯等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	
④	D2	町民税所得割課税額 73,000円未満	23,000円	21,000円	23,000円	21,000円	26,000円	24,000円	
		母子世帯等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	
④	D3-1	町民税所得割課税額 77,101円未満	25,000円	23,000円	25,000円	23,000円	28,000円	26,000円	
		母子世帯等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	
④	D3-2	町民税所得割課税額 85,000円未満	25,000円	23,000円	25,000円	23,000円	28,000円	26,000円	
		町民税所得割課税額 97,000円未満	27,000円	25,000円	27,000円	25,000円	30,000円	28,000円	
⑤	D5	町民税所得割課税額 115,000円未満	29,000円	27,000円	29,000円	27,000円	33,500円	31,500円	
		町民税所得割課税額 133,000円未満	32,000円	30,000円	31,000円	29,000円	37,000円	35,000円	
⑤	D7	町民税所得割課税額 151,000円未満	35,000円	33,000円	31,000円	29,000円	40,500円	38,500円	
		町民税所得割課税額 169,000円未満	38,000円	36,000円	31,000円	29,000円	44,000円	42,000円	
⑥	D9	町民税所得割課税額 213,000円未満	38,000円	36,000円	31,000円	29,000円	49,500円	47,500円	
		町民税所得割課税額 257,000円未満	38,000円	36,000円	31,000円	29,000円	55,000円	53,000円	
⑥	D11	町民税所得割課税額 301,000円未満	38,000円	36,000円	31,000円	29,000円	60,500円	58,500円	
		町民税所得割課税額 397,000円未満	38,000円	36,000円	31,000円	29,000円	80,000円	78,000円	
⑧	D13	町民税所得割課税額 397,000円以上	41,000円	39,000円	32,000円	29,000円	86,000円	83,000円	

※B階層において、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目以降は0円とする。

※C階層、D1-1階層において、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。

※C階層、D1-1～D3-1階層において、母子世帯等の場合、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目以降は0円とする。

※D1-2～D13階層において、小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※「母子世帯等」とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯。(父母以外の扶養義務者(祖父母等)と同居している場合は、適用されない場合あり。)